

大分県報

令和六年
第四八〇号
一月三十日

（火曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局文書管理規程の一部改正……………一

告示

青少年に有害な興行の指定……………一

林業種苗法による生産事業者の登録（三件）……………一

道路区域の変更（二件）……………二

道路の供用開始（二件）……………三

公安委員会告示

運転免許取得者等教育の認定……………三

運転免許取得者等検査の認定……………五

公告

契約者等の公示……………七

都市計画事業の事業計画の変更……………七

落札者等の公示……………七

○病院局管理規程

大分県病院局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月三十日

大分県病院局長

井上敏郎

大分県病院局管理規程第一号

大分県病院局文書管理規程の一部を改正する規程

大分県病院局文書管理規程（平成十八年大分県病院局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

令和六年一月三十日

大分県報（病院局管理規程・告示）

一

第三条に後段として次のように加える。
この場合において、同規程第二条第五号中「行政文書管理システム」とあるのは、「行政文書管理システム及び県立病院事務局総務経営課が管理する電子決裁・申請システム」とする。
附則
この規程は、令和六年二月一日から施行する。

○告示

大分県告示第五十一号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和六年一月三十日

大分県知事

佐藤樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令六・一・一七	映画	続・股がり天使 旅立ちの朝勃ち	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	い・け・な・い どん欲夫人	オーピー映画	
〃	〃	いんらん百物語 喜悅絶叫！	オーピー映画	

大分県告示五十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年一月三十日

大分県知事

佐藤樹一郎

一 登録番号
南四十三

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所
吉良 豊嘉

佐伯市宇目大字河内千百二十番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成

大分県告示五十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
令和六年一月三十日

一 登録番号

南四十四

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

春山 皓介

佐伯市鶴岡町一丁目九番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

サンコー林業

佐伯市鶴岡町

大分県告示五十四号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
令和六年一月三十日

一 登録番号

南四十五

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

福田 大輔

佐伯市宇目大字重岡六百四十八番地二

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

大分県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年一月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年一月三十日

令和六年一月三十日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
一般国道二 一、二号	日田市大山町西大山字下ノ釣三八六番四地内	一三・六 メートル 八・九	五三・四 メートル 一三・六	四五・一 メートル	

大分県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年一月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年一月三十日

令和六年一月三十日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道四四二号	日田市中津江村栃野字泉水田二五九九番四地内	前	メートル 三一・七 一五・九	メートル 九二・六
		後	四三・六 一五・九	九二・六
	日田市中津江村合瀬字広打二三三九番三地先内	前	一二・二 九・七	四九・五
		後	二七・四 一二・二	四九・五
日田市中津江村合瀬字広打二三三八番一七地内				

大分県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二二二号	日田市大字三和字桑原七八五番六から日田市大字三和字喜四郎一五九番一〇まで	令六・一・三〇

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道四四二号	日田市中津江村栃野字泉水田二五九九番四地内	令六・一・三〇
	日田市中津江村合瀬字広打二三三八番一七地内	令六・一・三〇

大分県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者等教育を認定した。

令和6年1月30日

大分県公安委員長 坂井 良助

運転免許取得者等教育を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名前及び所在地	運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育の課程の名称	認定年月日

令和六年一月三十日

大分県報（告示・公安委告示）

令和六年一月三十日

大分県報（公安委員会告示）

四

株式会社日田自動車教習所 日田市桃山町2441番地 石井 正見	日田自動車学校 日田市桃山町2441番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年9月2日	株式会社竹田自動車協会 竹田市大字植木740番地 山口 努	亀の井自動車学校・竹田 竹田市大字植木740番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃
有限会社中津自動車学校 中津市大字大新田368番地の2 相良 直子	中津自動車学校 中津市大字大新田368番地の2	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃	山口産業株式会社 亀の井自動車学校・臼杵 臼杵市大字井村1800番地 山口 努	亀の井自動車学校・臼杵 臼杵市大字井村1800番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃
一般財団法人佐伯自動車学校 佐伯市6785番地 岩木 悟	佐伯自動車学校 佐伯市6785番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃	山口産業株式会社 亀の井自動車学校・別府 別府市上八本町4番10号 山口 巧	亀の井自動車学校・別府 別府市上八本町4番10号	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃
有限会社宇佐自動車学校 宇佐市大字長洲2400番地 坂本 征代	宇佐自動車学校 宇佐市大字長洲2400番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃	有限会社大明工業 大分自動車教習所 大分市大字松岡1950番地 山口 努	大分自動車教習所 大分市大字松岡1950番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃
有限会社枳築自動車工業 枳築市大字日野2893番地 阿部 長夫	枳築自動車学校 枳築市大字日野2893番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃	株式会社玖珠自動車教習所 玖珠郡玖珠町大字塚脇52番地の2 後藤 征支郎	玖珠自動車教習所 玖珠郡玖珠町大字塚脇52番地の2	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃
山口産業株式会社 亀の井自動車学校・鶴崎 大分市大字鶴瀬454番地 山口 努	亀の井自動車学校 ・鶴崎 大分市大字鶴瀬454番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃	有限会社豊の里 自動車学校 豊後高田市新地1675番地1 榎本 善仁	豊の里自動車学校 豊後高田市新地1675番地1	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	〃

山口産業株式会社 大分運転免許 スクール 大分市大字三佐 2089番地 山口 巧	大分運転免許スク ール 大分市大字三佐 2089番地	認定規則第1条第 3号に掲げる課程	高 齢 者 講 習 同 等 課 程	〃	
公益財団法人大 分県交通安全協 会 大分市豊町2丁 目1番25号 杉原 正晴	大分県自動車学校 大分市賀来北1丁 目11番6号	認定規則第1条第 3号に掲げる課程	高 齢 者 講 習 同 等 課 程	令和5年3月3日	
有限会社自動車 事故防止協会 大分市大字津守 564番地の4 児倉 和男	大分自動車学校 大分市大字津守 564番地の4	認定規則第1条第 3号に掲げる課程	高 齢 者 講 習 同 等 課 程	〃	
国東市立国東自 動車学校 国東市国東町北 江4398番地 松井 督治	国東市立国東自 動車学校 国東市国東町北江 4398番地	認定規則第1条第 3号に掲げる課程	高 齢 者 講 習 同 等 課 程	令和5年12月1日	

大分県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次のとおり運
転免許取得者等検査を認定した。

令和6年1月30日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

運転免許取得者 等検査を行う者 の氏名又は名称 及び住所並びに 法人にあって は、その代表者	運転免許取得者等 検査に使用する施 設の名称及び所在 地	運転免許取得者等 検査の方法の区分	運転免許 取得者等 検査の方 法の名称	認定年月日
---	---------------------------------------	----------------------	------------------------------	-------

の氏名							
株式会社日田自 動車教習所 日田市桃山町 2441番地 石井 正見	日田自動車学校 日田市桃山町2441 番地	運転免許取得者等 検査の認定に關 する規則（令和4 年国家公安委員 会「認定規則」 とう。）第1条第1 号に掲げる方法	認知技能 同等 検査方法	令和4年9月2日			
〃	〃	認定規則第1条第 2号に掲げる方法	運 転 技 能 等 同 等 課 程 方 法	〃			
有限会社中津自 動車学校 中津市大字大新 田368番地の2 相良 直子	中津自動車学校 中津市大字大新 田368番地の2	認定規則第1条第 1号に掲げる方法	認 知 技 能 等 同 等 課 程 方 法	〃			
〃	〃	認定規則第1条第 2号に掲げる方法	運 転 技 能 等 同 等 課 程 方 法	〃			
一般財団法人佐 伯自動車学校 佐伯市6785番地 岩木 悟	佐伯自動車学校 佐伯市6785番地	認定規則第1条第 1号に掲げる方法	認 知 技 能 等 同 等 課 程 方 法	〃			
〃	〃	認定規則第1条第 2号に掲げる方法	運 転 技 能 等 同 等 課 程 方 法	〃			
有限会社宇佐自 動車学校 宇佐市大字長洲 2400番地 坂本 征代	宇佐自動車学校 宇佐市大字長洲 2400番地	認定規則第1条第 1号に掲げる方法	認 知 技 能 等 同 等 課 程 方 法	〃			
〃	〃	認定規則第1条第 2号に掲げる方法	運 転 技 能 等 同 等 課 程 方 法	〃			

令和六年一月三十日

大分県警（公安委員会）

株式会社竹葉自動車工業 竹葉自動車学校 竹葉市大字日野2893番地 阿部 長夫	竹葉自動車学校 竹葉市大字日野2893番地	認定規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	〃	4番10号 山口 巧	4番10号	〃	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	〃
〃	〃	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	〃	株式会社玖珠自動車教習所 玖珠郡玖珠町大字塚脇52番地の2 後藤 征支郎	玖珠自動車教習所 玖珠郡玖珠町大字塚脇52番地の2	〃	認定規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	〃
山口産業株式会社 亀の井自動車学校・鶴崎 大分市大字鶴瀬454番地 山口 努	亀の井自動車学校・鶴崎 大分市大字鶴瀬454番地	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	〃	〃	〃	〃	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	〃
株式会社竹田自動車協会 竹田市大字植木740番地 山口 努	亀の井自動車学校・竹田 竹田市大字植木740番地	認定規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	〃	有限会社豊の里自動車学校 豊後高田市新地1675番地1 榎本 善仁	豊の里自動車学校 豊後高田市新地1675番地1	〃	認定規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	〃
〃	〃	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	〃	〃	〃	〃	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	〃
山口産業株式会社 亀の井自動車学校・臼杵 臼杵市大字井村1800番地 山口 努	亀の井自動車学校・臼杵 臼杵市大字井村1800番地	認定規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	〃	山口産業株式会社 大分運転免許スクール 大分市大字三佐2089番地 山口 巧	大分運転免許スクール 大分市大字三佐2089番地	〃	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	〃
〃	〃	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	〃	公益財団法人大分県交通安全協会 大分市豊町2丁目1番25号 杉原 正晴	大分県自動車学校 大分市賀来北1丁目11番6号	〃	認定規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	令和5年3月3日
山口産業株式会社 亀の井自動車学校・別府 別府市上人本町	亀の井自動車学校・別府 別府市上人本町	認定規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	〃	有限会社自動車事故防止協会	大分自動車学校	〃	認定規則第1条第1号に掲げる方法	運転技能	

大分市大字津守 564番地の4 児倉 和男	大分市大字津守 564番地の4	2号に掲げる方法	検査同等 方法	〃
国東市立国東自 動車学校 国東市国東町北 江4398番地 松井 督治	国東市立国東自 動車学校 国東市国東町北江 4398番地	認定規則第1条第 1号に掲げる方法	認知機能 検査同等 方法	令和5年12月1日
〃	〃	認定規則第1条第 2号に掲げる方法	運転技能 検査同等 方法	〃

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年一月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
大分県庁OKパソコン等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和五年十二月十八日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
N T T ・ T C R I S 株式会社 九州支店支店長 池 田 拡 光
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
四千七百三十二万二千元（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三

百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による竹田都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和六年一月十二日付け九州地方整備局告示第一号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和六年一月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称
令和二年九州地方整備局告示第三十二号竹田都市計画道路事業
三・五・七号玉来吉田線及び三・四・二号竹田玉来線
 - 二 施行者の名称
大分県
事務所所在地
主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一
号
従たる事務所 大分県竹田土木事務所 竹田市大字竹田字山手千五百一番二号
事業地
 - 四 取用の部分
1 令和二年九州地方整備局告示第三十二号の事業地のうち大分県竹田市大字玉来字玉来
及び字綿内並びに大字吉田字横枕地内において事業地を変更する。
2 使用の部分
なし
- 次のとおり落札者等について公示する。
- 令和六年一月三十日
- 大分県企業局長 渡 辺 文 雄
- 一 落札に係る特定役務の種類及び数量
大分県企業局新財務会計システム開発業務委託一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県企業局総務課出納決算班

令和六年一月三十日

大分県報（公安委告示・公告）

七

大分市大手町三丁目一番一号
三 落札者を決定した日
令和五年十一月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

富士通Japan株式会社 九州南部公共ビジネス部 部長 吉川 健 治

大分市東春日町十七番五十八号

五 落札金額

六千八百九十七万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和五年九月二十九日